



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

555	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
556	生活保護法による医療機関の指定	(").....	1
557	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
558	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
559	都市計画の変更	(都市政策課).....	2
560	〃	(").....	3
561	〃	(").....	3
562	〃	(").....	3
563	〃	(").....	4
564	人事管理システム改修委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	4

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	7
	〃	(").....	8
	入札公告	(警察本部).....	8

告 示

和歌山県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市菓新 7-26	アリダ薬局	有田市辻堂626	平成 27.3.31
有菓新 11-26	アリダ薬局湯浅店	有田郡湯浅町湯浅905-3	平成 27.3.31

和歌山県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医新 25-27	新谷クリニック	新宮市橋本二丁目5-54	平成 27.4.1
有市薬新 16-27	アリダ薬局	有田市辻堂626	平成 27.4.1
有薬新 17-27	アリダ薬局湯浅店	有田郡湯浅町湯浅905-3	平成 27.4.1

和歌山県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
日柔新 1-26	清水隆史	叶鍼灸整骨院（柔道整復） 日高郡美浜町田井228-3	平成 27.1.15
日は新 1-26	清水隆史	叶鍼灸整骨院（はり・きゅう） 日高郡美浜町田井228-3	平成 27.1.15
岩は新 9-26	藤井健	KEiROW岩出ステーション（はり・きゅう） 岩出市川尻6-8	平成 27.3.9
岩あ新 1-26	藤井健	KEiROW岩出ステーション（あん摩・マッサージ） 岩出市川尻6-8	平成 27.3.9
御柔新 1-27	久堀勇人	くぼり接骨院（柔道整復） 御坊市菌53-4	平成 27.4.1

和歌山県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3011400 490	Dream Challenge e iPlus	海南市日方1521-4 1F	就労移行支援	株式会社TMネット ワーク	海南市船尾98-4	平成 27.5.7

和歌山県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

1 都市計画の種類及び名称

紀北圏域

和歌山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

海南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

橋本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

高野口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

紀の川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

岩出都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

かつらぎ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

九度山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

高野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

有田圏域

有田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

湯浅都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

吉備都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

日高圏域

御坊都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

由良都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都

市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

西牟婁圏域

田辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

南部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

白浜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

日置川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

上富田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

すさみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

東牟婁圏域

新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

那智勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

太地都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

古座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

串本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第564号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、人事管理システム改修委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

人事管理システム改修委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

人事管理システム改修委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年5月8日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、WEB方式のサーバシステムを構築した実績を有することとし、同等規模とは、予定価格の50パーセント以上とする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、サーバについて、現地保守（修理）に対応したメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとし、同等規模とは、予定価格の50パーセント以上とする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

（ク）誓約書

（ケ）委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
 - 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア並びにイの（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年5月8日（金）から同月29日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年5月8日（金）から同年6月1日（月）までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成27年5月15日（金）午後4時30分

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年5月8日（金）から同年6月9日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成27年6月9日（火）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布及び提出の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年6月15日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成27年6月18日（木）午後5時までに書面により求められることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年6月23日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画特定用途制限地域の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜準都市計画特定用途制限地域の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

人事管理システム改修委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年5月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成27年度から平成32年度まで
 - (2) 調達役務の名称及び数量
人事管理システム改修委託及び賃貸借業務 一式
 - (3) 履行期間
 - ア 人事管理システム改修委託
契約日から平成28年3月31日までの間
 - イ 人事管理システム賃貸借業務
平成28年3月1日から平成33年2月28日までの間
 - (4) 調達役務の仕様等
人事管理システム改修委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
 - (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成27年和歌山県告示第564号に規定する人事管理システム改修委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

(2) 期間

平成27年5月8日（金）から同月29日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年5月8日（金）から同年6月1日（月）までの間に警務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成27年5月15日（金）午後4時30分

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

平成27年6月29日（月）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年6月29日（月）午前10時までに警務課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金

額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否

14 契約方法
契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Repair and Rental of Personnel Management System

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. Monday 29 June 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 10:00 a.m. Monday 29 June 2015)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120